

# ふじみ野市コミュニティ施設利用ガイドライン (新型コロナウイルス感染防止対策)

令和2年7月9日制定  
令和3年4月1日改定  
令和3年10月25日改定  
ふじみ野市

新型コロナウイルス感染拡大の防止を徹底するため、国が示す「新しい生活様式」及び埼玉県の「令和3年10月25日以降における県民・事業者の皆様へのお願い」を踏まえ、ふじみ野市が示す「公共施設利用における基本的方針」と併せて策定している「ふじみ野市コミュニティ施設利用ガイドライン」の一部を改正しました。

コミュニティ活動の場の安全を確保するため、コミュニティ施設を利用する際は、次の事項を遵守してください。

## 1 密閉・密集・密接の3密を徹底して回避

- (1) ソーシャルディスタンス（人と人との距離をできる限り1m空ける。）の確保を徹底すること。
- (2) 窓、扉を常時開放すること。常時開放ができない場合は、定期的（概ね30分以内ごと）に室内の換気をすること。

## 2 感染拡大防止対策の徹底

- (1) 上部団体が作成するガイドラインがある場合は、そのガイドラインに沿って活動をする。
- (2) 感染リスクが高いと思われる活動等を行う場合は、創意工夫し、十分な感染防止対策を講じること。
- (3) マスクを着用して活動する場合は、呼吸困難や熱中症等のリスクを考慮し、活動内容を工夫すること。また、運動等の利用を主とする活動等でマスクの着用が困難な場合は、マスクの着用は必須としないが、十分な距離を空けて活動をする。
- (4) 換気をする際は、活動を休止し、利用施設（部屋）外に音が漏れないように注意すること。
- (5) マイクを複数人で使用する場合は、それぞれの使用の都度、消毒を必ず行うこと。
- (6) 施設利用後、施設が用意する消毒液で机、椅子をはじめとした使用備品やドアノブ、スイッチ類等の消毒を必ず行うこと。
- (7) 消毒は利用時間内に終了させ、次の利用者（団体）との接触を回避すること。
- (8) 飲食の際は、「マスク飲食」「静美食」を徹底すること。
- (9) 大きな声を出す行為は自粛すること。
- (10) ゴミは各自で持ち帰ること。